

市政 トピックス

市県民税が変わります 97万円超収入の配偶者にも均等割がかかります

市民税課 (☎51・2201・2207)

市県民税は前年中の所得に応じて課税されます。しかし、女性の

社会参加が進み、多くの女性が就業して収入を得るようになった結果、一定の所得があるのに均等割がかからず所得割だけが課税される女性が増えるといった「税の歪み」がでてきました。また、社会

福祉や老人福祉、保健衛生といった個人サービスへの要望が高まり、「個人単位課税」という観点から今回の地方税法の見直しが行われました。

平成17年度からは一定の所得を得ている「同一生計の妻(配偶者)に対する均等割非課税措置が段階的に廃止され、また、合計所得金額が1千万円以下の夫に対して、配偶者控除と配偶者特別控除の重複控除は認められなくなりまし

ここが変わります

■均等割非課税措置の廃止

市内で夫と生計を共にし、一定の所得を超える妻(配偶者)は、新たに均等割を負担することになりました(表1)。

■配偶者特別控除の縮減

平成16年度までは、配偶者控除(A)と配偶者特別控除(B)が夫の所得から控除できました。しかし、平成17年度からは表2のようになりました。

例 妻のパート収入が75万円未満の場合、平成16年度は配偶者控除33万円と配偶者特別控除33万円の合計66万円が所得控除できましたが、平成17年度は配偶者控除33万円のみとなります。

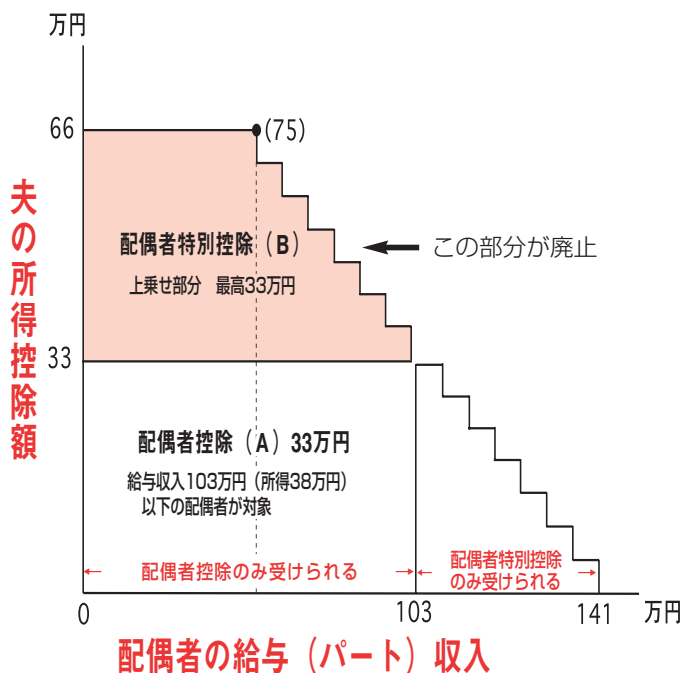
■表1 妻の市県民税均等割額

パート・アルバイトなど給与所得者		
年間給与と収入額	0～97万円	97万円超～
改正前 (平成16年度)	非課税	非課税
平成17年度	非課税	2,000円 (市1,500円+県500円)
平成18年度	非課税	4,000円 (市3,000円+県1,000円)

不動産・事業などの所得者

年間所得額	0～32万円	32万円超～
改正前 (平成16年度)	非課税	非課税
平成17年度	非課税	2,000円 (市1,500円+県500円)
平成18年度	非課税	4,000円 (市3,000円+県1,000円)

■表2 配偶者特別控除の縮減



Q1 市民税・県民税ってなに？

A 市民税・県民税は、ごみの処理や道路の補修、消防・防災対策など身近な市民サービスの費用をみなさんで分担し合う税金で、納める人の範囲が所得税より広いため、税率が低く定められています。国税である所得税と区別するため「住民税」とも呼ばれ、「市民税」と「県民税」を併せて「市県民税」として納税していただくようになります。

Q2 どんな人が納めるのですか？

A 市民税・県民税を納める方は、その年の1月1日現在に豊橋市に住所がある方です。従って、平成17年度の市民税・県民税は平成17年1月1日に市内に住所があった方に課税されます。

Q3 市民税・県民税の年税額はどうやって計算されるのですか？

A 市民税・県民税は前年中の所得を基準として計算されますので、平成17年度の市民税・県民税は平成16年中の所得金額

が基準となります。また、市民税・県民税にはそれぞれ均等割額と所得割額があり、その合計が納めていただく額となります。

●均等割額

市民税・県民税の均等割額は全国市町村すべて一率に定められています。

●所得割額

前年収入額から必要経費を差し引いた所得金額を基礎に計算されます(注)。

Q4 控除対象配偶者とはどんな人？

A 納税義務者と生計を共にする配偶者で①所得のない方②前年中の合計所得金額が38万円以下の方のことです(表2(A)参照)。

Q5 結婚して夫の扶養家族になっても市民税・県民税はかかりますか？

A 市民税・県民税は前年の所得に対して課税されるので、現在、扶養親族になっていても前年中の所得が一定の額を超えればかかります。

納税通知書を送付します
納税にご協力ください

平成17年度市民税・県民税納税通知書を6月15日に送付します。課税明細書などの内容を確認し、納期限までに最寄りの金融機関へ納めてください。なお、郵便局での取り扱いは口座振替のみです。

納期限	第1期分	6月
	第2期分	8月
	第3期分	10月
	第4期分	1月

納税は便利な口座振替をご利用ください。

(注)
 $所得割額 = 課税所得金額(所得金額 - 所得控除額) \times 税率 - 税額控除等 - 一定率控除額$ ※分離課税を除く

防空壕跡などについて
情報を提供してください

4月、鹿児島市内の洞くつで、たき火をしていた中学生4人が一酸化炭素中毒で死亡する事故がありました。豊橋市内にも多くの防空壕跡などがあり、本市では危険な場所について入口を閉鎖したり、立ち入り禁止の看板を設置するなどの安全対策を行ってきました。しかし、現在把握している場所以外にも防空壕跡などがあることが考えられますので情報がありませんらご連絡してください。

▼連絡先 都市計画課(☎51・2621 ☎56・5108) toshikeikaku@city.toyohashi.jp



安全対策済みの防空壕(船渡町)

図書館が変わります

6月4日から電子情報コーナーが利用できます

中央図書館(☎31・3131)

■中央図書館に電子情報コーナーを新設します

インターネット検索や所蔵ビデオなどが視聴できます。簡単な操作方法を教えますので気軽に利用してください。

▼とことろ 旧喫茶コーナー(1階)

▼設置機器 インターネット専用3台、ビデオ視聴用1台、CD視聴用6台、レコード視聴用1台、カセット視聴用1台、CD-ROM

視聴用(インターネット兼用)2台
■次の地区市民館では蔵書検索などができるようになり、便利になります

▼とことろ 二川地区市民館、石巻

地区市民館、南稜地区市民館▼便利になった点 ①蔵書検索用端末

で豊橋市図書館の所蔵状況がわかります②見たい図書があれば予約申し込みの後、後日予約した市民館で借りることができます③中央図書館・配本センター共通の貸出券を使って貸出・返却ができます▼その他 貸出を受けるには貸出券の登録が必要です

■豊橋技術科学大学附属図書館で次のことができます

▼内容 附属図書館の利用者登録をすれば同図書館で豊橋市図書館の図書が予約でき、また、予約本の受取・返却もできます

豊橋市図書館の利用方法

豊橋市図書館全体で約87万5千冊

(平成16年度末現在)の図書資料

を所蔵しています。図書館施設はどなたでも利用でき、貸出券を登録すれば、通常1人5冊15日以内で図書の貸し出しも受けることができます。

■貸出券の登録

▼登録場所 中央図書館(羽根井町)、配本センター貸出室(向山大池町)。6月4日(土)から二川地区市民館(大岩町字東郷内)、石巻地区市民館(石巻本町字市場)、南稜地区市民館(大清水町字彦坂)

▼持参するもの 住所確認できるもの(免許証、保険証など)

▼図書の検索

貸出券の登録ができる場所には蔵書検索用端末が設置してあります。また、自宅などからインターネットを利用して検索できます。

■図書の予約など

貸出中の図書の予約や、購入図書選定基準に基づき、未所蔵の図書の購入希望もお受けします。また、中央図書館・配本センター貸出室では他の図書館からの借り受けなどのサービスも行っています。

各種行事など

■初めての絵本との出会い事業

▼とき 毎週火曜日4か月児健診時

▼とことろ 母子保健センター

(松葉町三丁目) ▼対象 4か月

児健診受診者 ▼内容 ボランティア

による絵本の読み聞かせ、絵本の紹介、絵本の配付(5種類の中

から好きなものを1冊)、袋(授産施設で作製)の配付など

※本紙4月15日号で紹介しました

■おはなしのへや(読み聞かせ)

▼対象 幼児・小学校低学年 ▼と

とことろ 中央図書館、市民館ほか ▼

内容 ボランティアによる読み聞

かせ、紙芝居、手遊びなど

※本紙毎月15日号「催し情報」に

掲載します

■図書館まつり

▼とき 12月10日(土)・11日(日) ▼と

とことろ 中央図書館 ▼内容 図書館

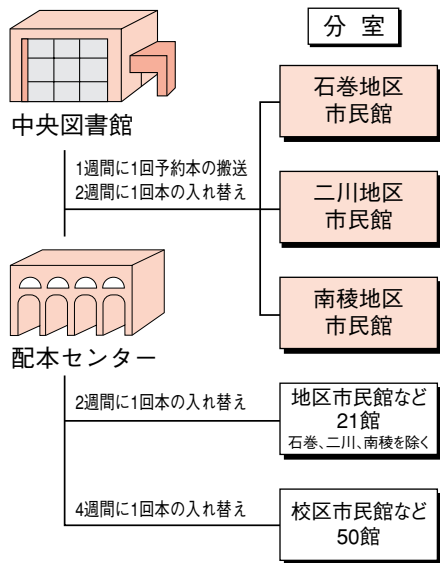
で活動している各団体が協力し、

イベントを開催します

※詳しくは本紙11月15日号に掲載

予定です

蔵書数 約87万5千冊



図書館ホームページ

http://www.library.toyohashi.aichi.jp